

工務店・設計事務所単位で参加登録が必要な国の住宅取得またはリフォームに関する補助制度

・事業実施に当たっては事前に事業者の登録が必要です。各補助制度のHPでご確認ください。

・県及び市町村が独自に行っている補助事業とは、重複して申請ができます。例えば、国の「地域型住宅ブランド化事業」と県の「埼玉の木」事業双方の要件に該当すれば最大134万円/戸の補助が受けられます。重複利用できない補助事業もございますので、補助主体にお問い合わせください。

補助メニュー	概要	補助主体	最大補助額	期間	HP	主な適用条件	申請者	事業者の事前登録	申請窓口	申請時期
地域型住宅ブランド化事業	中小住宅生産者等が、木材流通等の関連事業者とグループを構築して、地域材を活用した木造長期優良住宅の供給を促進する	国	建設費の1割以内かつ100万円	H26年度(今年度は公募期間終了済み。27年度も地域住宅グリーン化事業として実施予定)	http://www.chiiki-brd.jp/	グループ募集と補助金交付の2段階の手続きが必要 ①グループ募集:グループ共通のルール等を評価 ②補助金:地域材の利用など	中小住宅生産者補助金相当額は、買主に還元される必要がある。	要	地域住宅ブランド化事業評価事務局	住宅の完成後
ネットゼロエネルギーハウス支援事業	中小工務店におけるゼロ・エネルギー住宅の取り組みに対する支援	国	ゼロ・エネルギー住宅とすることによる掛かり増し費用相当額165万円	H26年度(今年度は公募期間終了済み)	http://www.zero-ene.jp/zeh/	①年間での一時エネルギー消費量が正味(ネット)で概ねゼロとなる住宅 ②住宅の省エネルギー基準に適合すること	中小住宅生産者	要	ゼロ・エネルギー化推進室	住宅の完成後
長期優良住宅化リフォーム推進事業	①工事前のインスペクションの実施 ②一定の性能を満たすリフォーム工事 ③リフォーム履歴と維持保全計画の作成を行う事業を公募し、国が費用の一部補	国	100万円/戸(工事内容により最大200万円)	平成26年度は12月1日が申込み期限。H27年度も実施予定。	http://www.kenken.go.jp/choukir/index.html	リフォームを行う住宅で、耐震性、劣化対策や省エネ対策等の性能を一定の基準まで向上させるもの。	施工業者又は発注者	要	長期優良住宅化リフォーム推進事業担当(独)建築研究所長期優良住宅化リフォーム評価室	工事の開始前
木造利用ポイント	木材の積極利用のための制度	国	30万ポイント(1ポイント1円)	H26年9月30日までに着手。H29年1月31日までに申請	http://mokuzaipoints.jp/index.html	①登録工事業者による工事 ②対象となる木材を使用 ③必要な量を使用 ④対象となる工法であること	木造住宅の新築、購入をしたもの	要	郵送または窓口申請(県内53か所)	住宅の完成後。

給付金制度

* 県、市町村の各種補助メニューと重複利用が可能です。施主だけでなく、工務店等の代行申請も可能です。

補助メニュー	概要	主体	最大補助額	期間	HP	主な適用条件	申請者	事業者の事前登録	申請窓口	申請時期
すまい給付金	消費税率の引き上げに対応した、増税負担軽減のための給付金制度	国	30万円	H29年12月までに入居完了	http://sumai-kyufu.jp/	・床面積50㎡以上 ・施工中の検査	・住宅を取得し、その住宅に自分で居住する。 ・住宅事業者等の手続き代行可。	不要	郵送または窓口申請(さいたま住宅検査センター等、県内53か所)	取得した住宅に入居した後